

第2章 規格

2.1 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」による性能基準

法律施行基準 第44条 (消費設備の技術上の基準)

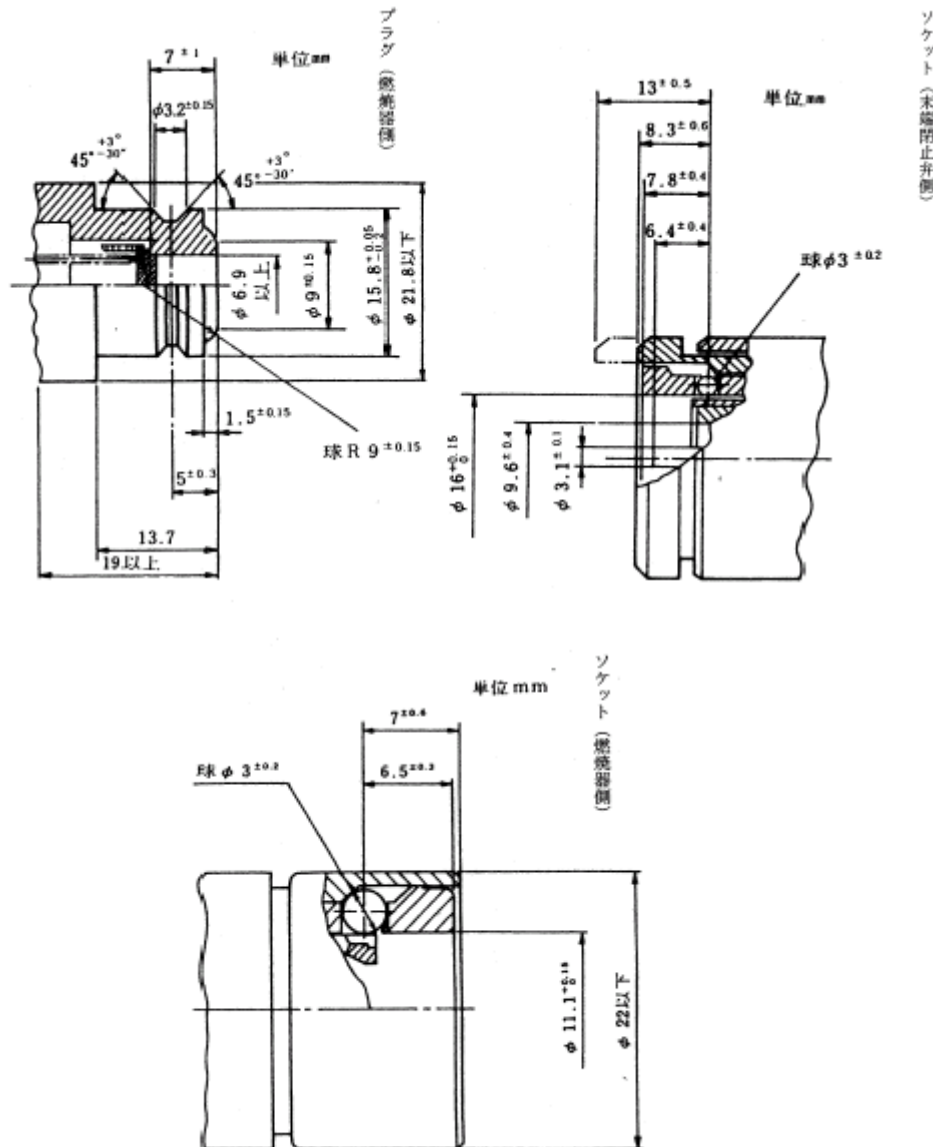
- 一号 イ 配管、ガス栓及び末端ガス栓と燃焼器の間の管は、使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないものであること。
- ハ 配管に使用する材料は、その使用条件等に照らし適切なものであること。この場合において、告示で定める材料は使用しないこと。
- ニ 配管は0.8メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するものであること。
- ホ 配管は、その設置又は変更(硬質管以外の管の交換を除く。)の工事の終了後に行う8.4キロパスカル以上の圧力による気密試験に合格するものであること。
- ヘ 配管は、漏えい試験に合格するものであること。
- ト ガスメータと燃焼器の間の配管その他の設備は、燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力を次に定める範囲に保持するものであること。
- (1) 生活の用に供する液化石油ガスに係るものにあつては、2.0キロパスカル以上3.3キロパスカル以下
- (2) (1)以外のものにあつては、使用する燃焼器に適合した圧力
- ル 末端ガス栓と燃焼器とを硬質管、液化石油ガス用継手金具付低压ホース、ゴム管等を用いて接続する場合は、告示で定める規格に適合するものを用いること。

告示 供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示
第8条

- 二号 液化石油ガス用継手金具付低压ホースの材料及び構造
液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令
(昭和四十三年通商産業省令第二十三号)
別表第三に掲げる低压ホースの技術上の基準に適合するものであること。

- 三号 低压ホース(その両端が迅速継手により接続できるものに限る。)の材料及び構造

- イ ホース部分は、次の(1)から(4)までによること
- (1) 耐熱性、難燃性及び耐老化性を有するものであること。
- (2) 十分な引張強さ及び可とう性を有するものであること。
- (3) 内層は、液化石油ガスに侵されないものであること。
- (4) 外層は、耐候性及び耐食性を有するものであること。
- ロ 継手部分の材料は、次の(1)及び(2)によること。
- (1) 鋼、銅合金、亜鉛合金、アルミニウム又は耐熱性、耐候性及び難燃性を有する合成樹脂であること。
- (2) 液化石油ガスに侵されないものであること。
- ハ 継手部分の構造は、次の(1)から(5)までによること。
- (1) 形状及び寸法は、次の図又は高压ガス保安協会基準 KHK S 0721 附属書2に掲げる接続部の図に示すとおりであること。



- (2) 通常の使用状態における衝撃に耐えるものであること。
 - (3) プラグとsocketとの着脱は、円滑かつ確実にできるものであること。
 - (4) プラグとsocketとを接続した状態において、接続部分は十分な気密性を有するものであること。
 - (5) プラグ又はsocketは、これらを接続する燃焼器のsocket又はプラグ（接続具を含む）から外した場合に液化石油ガスの流出を自動的に遮断する機構を有するものであること。
- ニ ホース部分と継手部分との接合は、次の(1)及び(2)によること。
- (1) かしめ等により堅固に接合されていること。
 - (2) 十分な耐圧性能及び気密性能を有するものであること。

2.2 「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令」に定められている技術基準

- 1 ホースの部分は、次の(1)から(4)までによること。
 - (1) 耐熱性、難燃性及び耐老化性を有するものであること。
 - (2) 十分な引張強さ及び可とう性を有すること。
 - (3) 内層は、液化石油ガスに侵されないものであること。
 - (4) 外層は、耐候性及び耐食性を有するものであること。
- 2 継手金具の材料は、鋼又は銅合金であること。
- 3 継手金具の接続部のねじは、日本工業規格 B 0203 (昭和 54 年)管用テーパねじ又は日本工業規格 B 0207 (昭和 55 年)メートル細目ねじであること。
- 4 パッキンは、液化石油ガスに侵されないものであること。
- 5 耐圧性能、気密性能及び十分な引張強さを有するものであること。
- 6 通常の使用状態における衝撃に耐えるものであること。
- 7 温度零下 25 度において、使用上支障のないものであること。
- 8 継手金具又は低圧ホースの見やすい箇所に容易に消えない方法で届出事業者の氏名又は名称、製造年月、製造番号及び液化石油ガス用である旨が表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣に届け出た登録商標又は経済産業大臣の承認を受けた略称をもって代えることができる。また、製造年月は、経済産業大臣の承認を受けた記号をもって代えることができる。

2.3 その他関係基準

2.3.1 高圧ガス保安協会基準

KHK S 0721 液化石油ガス燃焼器接続用低圧ホース規格 (2006.08 改正)

2.3.2 (財)日本エルピーガス機器検査協会 検査規程

- (1) LIA-440 液化石油ガス用燃焼器接続用継手金具付ホース検査規程 (平成 18 年 8 月改正)
- (2) LIA-450 液化石油ガス大口径燃焼器接続用継手付ホース検査規程 (平成 18 年 8 月改正)